

○ 山形市団体営土地改良事業及び災害復旧事業補助金交付規程

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の農業の近代化と農業生産性の向上を図るため、土地改良区、農業協同組合、農事組合法人、複数の農業者で構成された任意団体（以下「共同施行者」という。）等が団体営土地改良事業又は災害復旧事業を行う場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「適正化規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この規程において「団体営土地改良事業」とは、国又は地方公共団体以外の者が行う土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業であって、別表第1に定めるものをいう。

2 この規程において「災害復旧事業」とは、災害により被害を受けた農地又は農業用施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合にあつては、当該農地又は農業用施設の従前の効用を復旧するために必要な施設を整備することを含む。）を目的とする事業であつて、別表第2に定めるものをいう。

3 この規程において「激甚^{じん}災害復旧事業」とは、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚^{じん}災害として指定された災害に係る災害復旧事業をいう。

4 前3項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 団体営土地改良事業 土地改良区、農業協同組合、農事組合法人及び共同施行者

(2) 災害復旧事業 土地改良区、農業協同組合、農事組合法人及び共同施行者並びに農業者個人

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、団体営土地改良

事業及び災害復旧事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

（補助対象事業及び採択基準並びに補助金の額）

第5条 補助対象事業の細目及び採択基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表第1又は別表第2の補助率の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額以内の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、団体営土地改良事業のうち施設保全事業に係る補助金の額は、同項の規定により算定した額と10万円（中山間地域で実施する場合にあっては、15万円）のいずれか低い額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、災害復旧事業のうち激甚^{じん}災害復旧事業に係る補助金の額は、同項の規定により算定した額から国及び山形県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額とする。

5 前3項の規定により補助金の額を算定する場合における「中山間地域」とは、標高がおおむね200メートル以上の地域をいう。

（交付申請等）

第6条 適正化規則第5条の規定にかかわらず、団体営土地改良事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、山形市団体営土地改良事業（災害復旧事業）補助金交付申請書（別記様式第1号）に収支予算書（別記様式第2号）を添えて、市長が指示する日までに市長に提出しなければならない。

2 適正化規則第5条の規定にかかわらず、災害復旧事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、山形市団体営土地改良事業（災害復旧事業）補助金交付申請書に収支予算書及び災害復旧事業の計画概要（別記様式第3号）を添えて、災害が発生した日からおおむね60日以内に市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、前2項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りでない。

（補助対象事業の変更又は中止）

第7条 適正化規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

2 適正化規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による市長の承認を受けようとする者は、速やかに山形市団体営土地改良事業（災害復旧事業）計画変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 適正化規則第13条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、山形市団体営土地改良事業（災害復旧事業）補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- （1） 収支精算書（別記様式第2号）
- （2） 災害復旧事業に係る補助事業者にあつては、災害復旧事業の実績概要（別記様式第3号）
- （3） 補助対象経費に係る契約書又は請書の写し
- （4） 補助対象事業の実施前後及び当該補助対象事業の経過がわかる写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 第6条第3項ただし書に規定する補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 第6条第3項ただし書に規定する補助事業者は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した補助事業者にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を山形市団体営土地改良事業（災害復旧事業）補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（交付決定前の着手）

第10条 補助金の交付の決定前に災害復旧事業に着手する必要がある場合には、補助金の交付の決定前に災害復旧事業に着手しようとする者（以下「交付決定前着手者」という。）は、山形市災害復旧事業補助金交付決定前着手届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。この場合において、交付決定前着手者は、補助金の交付の決定を受けるまでの間に生じたあら

ゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で当該災害復旧事業を行うものとする。

(適用除外)

第11条 次に掲げる災害復旧事業については、この規程による補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 暫定法第5条の規定に該当すると市長が認める災害復旧事業
- (2) 暫定法の規定により国が費用を負担する災害復旧事業 **(激甚^{じん}災害復旧事業を除く。)**
(帳簿の備付等)

第12条 補助事業者は、適正化規則第19条に規定する帳簿及び次に掲げる証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- (1) 第8条第1項第3号に定める補助対象経費に係る契約書又は請書
- (2) 補助対象経費に係る見積書、納品書、請求書及び領収書
- (3) 第8条第1項第4号に定める補助対象事業の実施前後及び当該補助対象事業の経過がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第2条、第5条関係)

事業の細目	採択基準	補助率	
		中山間地域以外の地域で実施する場合	中山間地域で実施する場合
かんがい排水事業	(1) かんがい排水施設の新設又は改良であって、次のいずれにも該当するものであること。 ア 受益面積の1団地がおおむね1ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。ただし、水田を受益地とする場合は、おおむね1ヘクタール以上2ヘクタール未満であること。 イ 維持管理に属すると認められる事業でないこと。 ウ 揚水機については、恒久的な施設であること。 (2) 国又は県の補助金及び農林漁業金融公庫資金を借り受けて施行するかんがい排水事業であり、市長が特に必要と認める	100分の30(都市的要因により生活雑排水等が多量に流入すると認められる施設に係る事業及び市民生活等に災害を及ぼす状況を未然に防止する施設に係る事業)にあっては、100分の70)	100分の50(都市的要因により生活雑排水等が多量に流入すると認められる施設に係る事業及び市民生活等に災害を及ぼす状況を未然に防止する施設に係る事業)にあっては、100分の70)

	ものであること。		
ほ場整備事業	農用地で行うほ場整備事業であって、受益面積の1団地がおおむね1ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。	100分の10	100分の30
農道整備事業	<p>(1) 農用地で行う農道の新設、改良又は舗装事業であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 受益面積の1団地がおおむね1ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。ただし、水田を受益地とする場合は、おおむね1ヘクタール以上2ヘクタール未満であること。</p> <p>イ 農道の延長が100メートル以上200メートル未満（中山間地域で実施する事業にあつては、おおむね50メートル以上200メートル未満）で、かつ、有効幅員が2メートル以上であること。</p> <p>ウ 農道橋の新設又は改良であつて有効幅員が2メートル以上であること。</p> <p>エ 有効幅員が2メートル以上である農道について、延長が100メートル以上200メートル未満（中山間地域で実施する事業にあつては、おおむね50メートル以上200メートル未満）で表層の厚さが3センチメートル以上の舗装を行うものであること。</p> <p>(2) 国又は県の補助金及び農林漁業金融公庫資金を借り受けて施行する農道整備事業であり、市長が特に必要と認めるものであること。</p>	100分の30（農業用以外の車両の通行量が著しく多いと認められる農道に係る事業にあつては、100分の70）	100分の50（農業用以外の車両の通行量が著しく多いと認められる農道に係る事業にあつては、100分の70）
暗渠(きよ)排水事業	<p>(1) 暗渠排水施設の新設又は改良であつて、受益面積の1団地がおおむね1ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。</p> <p>(2) 国又は県の補助金及び農林漁業金融公庫資金を借り受けて施行する暗渠排水事業であり、市長が特に必要と認めるものであること。</p>	100分の30	100分の50
調査設計事業	<p>(1) かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業又は暗渠排水事業を実施するための調査設計を作成する事業であること。</p> <p>(2) 国又は県の補助金及び農林漁業金融公庫資金を借り受けて施行するかんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業又は暗渠排水事業を実施するための調査設計を作成する事業であり、市長が特に必要と認めるものであること。</p>	100分の30	100分の50
施設保全事業	(1) 土地改良施設のうち、農業用排水路又はため池の機能を保全し、良好な状態に保	100分の30	100分の50

	<p>つために行う土砂の浚(しゅん)渫(せつ)又は支障木の除去に係る事業であって、他に活用している補助事業等がないものであること。</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める事業であること。</p>		
--	---	--	--

別表第2 (第2条、第5条関係)

事業の細目	採択基準	補助率	
		中山間地域以外の地域で実施する場合	中山間地域で実施する場合
農地復旧事業	農地の欠壊又は埋没による復旧事業であること。	100分の50 (激甚災害復旧事業にあつては、100分の100)	100分の70 (激甚災害復旧事業にあつては、100分の100)
農業用施設復旧事業	農業用施設の復旧であつて、1地区当たりの事業費が10万円以上であること。この場合において、復旧箇所が数箇所にわたる場合は、復旧箇所の間隔が100メートル以内のものは、1地区とみなすこと。	100分の50 (激甚災害復旧事業にあつては、100分の100)	100分の70 (激甚災害復旧事業にあつては、100分の100)